

「軽油引取税免税証交付申請」は電子申請が便利です。

「軽油引取税免税証交付申請」が電子申請できるようになりました。

窓口に行くのは、免税証を受け取る時の1回だけになりますので、ぜひ御利用ください。

利用したい方は「秋田県 電子申請・届出サービス」の利用者登録を行ってください。

ただし、既に利用者登録を行っている場合は、登録不要です。

秋田県 電子申請

検索

URL : https://s-kantan.jp/pref-akita-u/offer/offerList_initDisplay.action

【電子手続きの利用ができない方】

次に該当する方は電子申請の利用ができませんので、最寄りの総合県税事務所窓口で申請してください。

- ・免税軽油使用者証がない方
- ・免税軽油使用者証の業種が「農業」の方
(耕作証明書の提出が不要な畜産業などの方については利用できます。事前に御相談ください。)
- ・免税軽油使用者証の更新・書換えが必要な方
- ・共同使用者の方

【電子申請した場合の免税証交付日】

窓口で申請した場合、申請日の3～6開庁日後（土日祝日、閉庁日を除いた3～6日後）に交付していますが、電子申請した場合、最短で申請日の3開庁日後（土日祝日、閉庁日を除いた3日後）に交付します。

土日祝日、閉庁日、開庁日の17:15～23:59に申請があった場合、翌開庁日に申請があったものとして扱いますので、御注意ください。

なお、免税証を交付日に引き換えられなかった場合、交付窓口にて保管していますので、可能な限り速やかに引き換えをお願いします。

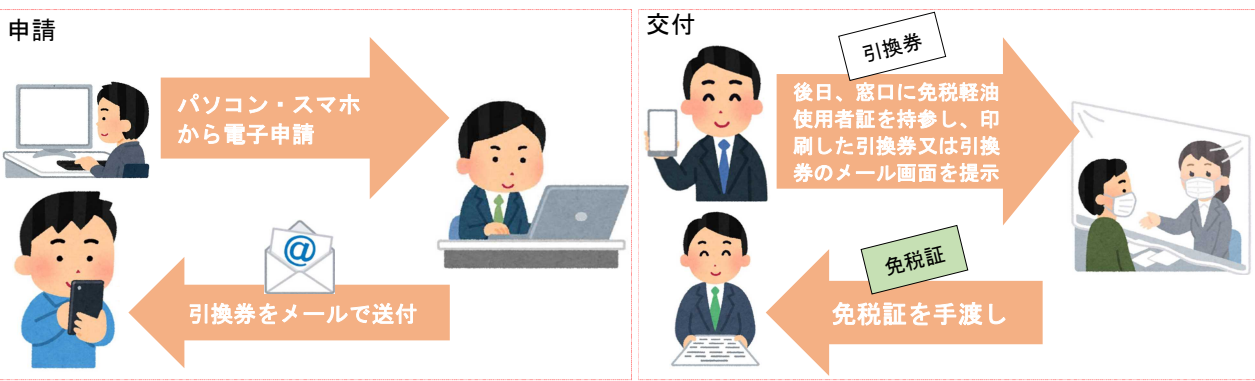
窓口での軽油引取税免税証交付申請のイメージ

開庁時間内に申請と交付のため、窓口には2回行かなければなりません。



電子申請での軽油引取税免税証交付申請のイメージ

申請はパソコン・スマートフォンから原則として24時間365日いつでも可能です。引換券はメールで送付しますので、窓口に行くのは、交付時の1回だけです。



※ 裏面も御覧ください。 ※

「免税軽油の引取り等に係る報告」は電子手続きが便利です。

「免税軽油の引取り等に係る報告」も電子手続きができるようになりました。

報告書は窓口へ直接提出か郵送で提出していただいておりますが、**窓口へ行かずに、郵送代を負担せずに電子上で提出できますので、ぜひ御利用ください。**

利用したい方は「秋田県 電子申請・届出サービス」の利用者登録を行ってください。

ただし、既に利用者登録を行っている場合は、登録不要です。

秋田県 電子申請

検索

URL : https://s-kantan.jp/pref-akita-u/offer/offerList_initDisplay.action

【電子手続きの利用ができない方】

次に該当する方は電子手続きの利用ができませんので、最寄りの総合県税事務所窓口へ提出又は郵送で提出してください。

・免税軽油使用者証の業種が「農業」の方

(畜産業などの方については利用できます。事前に御相談ください。)

免税軽油・免税証の使用に際しての注意事項・罰則等

免税軽油・免税証の使用に際しての注意事項や罰則等を【免税軽油（農業以外）の申請手続きについて】で御案内しています。次の検索ワード、URLから**必ず御確認ください。**

秋田県 免税軽油 農業以外

検索

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/38575>

スマートフォンから利用したい方

スマートフォンから利用したい方は次のQRコードを読み取ってください。



①



②



③



④

① 【秋田県 電子申請・届出サービス トップページ】のQRコード

② 【軽油引取税免税証交付申請】のQRコード

③ 【免税軽油の引取り等に係る報告】のQRコード

④ 【免税軽油（農業以外）の申請手続きについて】のQRコード

問い合わせ先

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課

TEL 018-860-3341